

## 6. 母子・寡婦・父子福祉

本県の母子家庭は、平成 29 年 4 月 1 日現在 12,179 世帯（概数）、父子家庭は 2,004 世帯（概数）であり、これらの家庭は経済的、社会的、精神的に不安定な状態におかれている。そのため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を中心に様々な施策を講じている。

また、県では、「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」（第三次計画 平成 29 年 3 月）を策定し、基本理念である「ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくり」を目指して取り組んでいる。

### ア 母子・父子自立支援員制度（事業開始……昭和 29 年）

県は、母子・父子自立支援員を本庁に 2 名おき、ひとり親家庭等の生活安定と向上を図るとともにひとり親家庭及び寡婦福祉を増進するための相談指導にあたっている。

### イ ひとり親家庭医療費助成事業（事業開始……昭和 51 年）

母子・父子家庭に対して、医療費の自己負担分を助成することにより、母子・父子家庭の母・父と児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月末までの間にある者）の健康保持と生活の安定に努める。（父子家庭への助成は平成 19 年 10 月から。）

実施主体……市町村

### ウ 貸付事業

#### (ア) 母子・父子福祉資金貸付（事業開始……昭和 28 年、父子拡大……平成 26 年 10 月）

配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養している者（母子家庭の母、父子家庭の父）及び父母のない児童、配偶者のない女子又は男子が扶養している児童に対し、12 種類の資金を貸し付けすることにより、その経済的自立の助成及び生活意欲の助長と、その扶養する児童の福祉を増進する。

平成 29 年度貸付予算額 57,500 千円（寡婦福祉資金分含む）

#### (イ) 寡婦福祉資金貸付（事業開始……昭和 44 年）

配偶者のない女子であってかつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者（寡婦）又は、40 歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外の者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲を助長し、安定した生活を営めるよう 12 種類の資金を貸付け福祉を増進する。

平成 29 年度貸付予算額 57,500 千円（母子・父子福祉資金分含む）

### エ 児童扶養手当（事業開始……昭和 37 年 1 月）

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給することにより、児童福祉を増進する。

(ア) 支給条件……日本国内に居住する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月末までの間の児童及び 20 歳未満で政令に定める心身に障害のある児童で以下の状態にあるもの。

①父母が離婚

②父又は母死亡、生死不明、障害、1 年以上拘禁、DV 保護命令

③1年以上父又は母から遺棄されている。

④未婚の母の子

(イ) 所得制限……児童を監護している父又は母若しくは養育者の年間収入が政令で定める額に応じて一部支給停止又は全額支給停止となる。(本人の所得 扶養親族1人の場合 570,000円以上は一部支給停止、2,300,000円以上は全額支給停止、平成28年4月1日現在) また、父又は母若しくは養育者と生計を共にしている扶養義務者(祖父母、父母、兄弟姉妹など)がいる場合、その者の所得も所得制限の対象となる。(扶養親族の所得 扶養親族1人の場合 2,740,000円以上は全額支給停止)。

(ウ) 手当額 (H29.4.1現在)

児童1人の場合 月額42,290円 (一部支給停止者は42,280円～9,980円)

児童2人の場合 児童1人の場合の額に9,990円加算

(一部支給停止者は9,980円～5,000円)

児童3人以上の場合 1人につき 5,990円加算

(一部支給停止者は5,980円～3,000円)

実施状況 (平成29年3月末現在) 受給者数 8,025人 (全市町村)

オ ひとり親家庭等自立支援事業 (事業開始……平成15年10月)

母子家庭及び父子家庭の就業と自立を支援するため、平成16年2月に母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、平成28年4月からひとり親家庭等就業・自立支援センターに名称を変更し、就業相談・情報提供・パソコン講習会などを実施する。

また、一定の資格や技能を取得するため教育訓練を受講する母子家庭の母及び父子家庭の父に対して一定額の補助を行う。

母子・父子福祉貸付金貸付状況

(資金別)

(単位：千円)

	27年度までの累計	28年度	計
事業開始資金	725,257 16.4%	0 0.0%	725,257 16.3%
事業継続資金	298,515 6.7%	0 0.0%	298,515 6.7%
修学資金	2,355,144 53.2%	19,739 65.3%	2,374,883 53.3%
住宅資金	340,216 7.7%	0 0%	340,216 7.6%
その他の資金	710,450 16.0%	10,469 34.7%	720,919 16.2%
合 計	4,429,582 100.0%	30,208 100.0%	4,459,790 100.0%

(財 源)

(単位：千円)

	27年度までの累計	28年度	計
県費繰入金	332,925 7.3%	▲33,470 -1,040.7%	299,455 6.5%
国庫借入金	302,527 6.6%	▲30,414 -945.7%	272,113 5.9%
償還金	3,950,295 86.1%	67,100 2,086.4%	4,017,395 87.5%
合 計	4,585,747 100.0%	3,216 100.0%	4,588,963 100.0%

寡婦福祉資金貸付状況

(資金別)

(単位：千円)

	27年度までの累計	28年度	計
事業開始資金	139,080 16.4%	0 0.0%	139,080 16.4%
事業継続資金	143,313 16.9%	0 0.0%	143,313 16.9%
住宅資金	367,575 43.2%	0 0.0%	367,575 43.2%
その他の資金	199,707 23.5%	0 0.0%	199,707 23.5%
合 計	849,675 100.0%	0 0.0%	849,675 100.0%

(財 源)

(単位：千円)

	27年度までの累計	28年度	計
県費繰入金	86,762 10.4%	▲8,723 80.5%	78,039 9.5%
国庫借入金	47,126 5.7%	▲4,738 43.7%	42,388 5.2%
償還金	699,986 83.9%	2,629 -24.3%	702,615 85.4%
合 計	833,874 100.0%	▲10,832 100.0%	823,042 100.0%

